

各指定居宅サービス事業者  
各指定介護予防サービス事業者  
各指定居宅介護支援事業者  
各指定介護老人福祉施設開設者  
各指定介護老人保健施設開設者  
各指定介護療養型医療施設開設者  
各老人短期入所施設開設者  
各老人デイサービスセンター開設者  
各養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各老人福祉センター管理者  
各生活支援ハウス管理者  
各有料老人ホーム施設長

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課長  
(公印省略)

### 高齢者虐待の防止の徹底について

高齢者虐待の防止については、従来より、職員等に研修等を通じて周知徹底をするようお願いしてきたところですが、今般、県内の指定通所介護事業所において、介護職員が利用者に対し虐待を行ったとして、逮捕されるという事案が発生しました。

つきましては、貴事業所及び施設（以下「事業所等」という。）において、下記事項に留意し、高齢者虐待の防止の徹底をより一層推進して頂きますようお願い致します。

なお、本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には貴職から通知をお願いします。

#### 記

- 1 事業所等の開設者及び管理者は、介護保険及び老人福祉に係る事業所等が社会的に重要な責任を担っていること及び高齢者の虐待は、高齢者の尊厳の保持、福祉の増進からもいかなる理由があろうとも許されるべき行為ではないことを再認識し、事業所等における高齢者の虐待防止を徹底すること。
- 2 事業所等における虐待の有無及び虐待防止に係るチェック体制の再確認を行うとともに適切に対処すること。  
特に、虐待行為の前兆となる職員の乱暴な言葉使い等を十分把握して是正させていく等、虐待の芽を早期に摘むようにすること。
- 3 事業所等の職員に対し、虐待防止、虐待の事実の判断についての自己研鑽及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第20条に基づく虐待防止のための研修等を実施するとともに、同法による虐待発見時の市町村通報等について、周知徹底を図ること。
- 4 事業所等の職員の採用に際しては適格性を十分把握し、採用後も職員のモラル及び資質の向上に係る職場内での研修等の充実に努めるとともに、職員の職場内での行動、生活態度の変化等の有無に留意して事故防止に努めること。